

とくしま動物園条例第9条の規定に基づく入園料及び駐車場使用料の減免基準については、次のとおりとする。

減免理由	被減免者	減免区分	減免額
(1) 義務教育諸学校及び高等学校が主催する教育課程に基づく遠足等の教育活動	引率する教職員	入園料 駐車料	全額 全額
(2) 教育委員会が主催する行事等で、動物を介した社会教育活動の推進に寄与するために入園する場合			
(3) 保育所及びその他児童福祉施設が主催する遠足等	引率する保育士等		
(4) 無認可の保育施設等が主催する遠足等	引率する保育士等		
(5) 障害者が身体障害者手帳、知的障害者療養手帳、又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）を提示する場合	当該障害者1人 介護が必要な場合は、その介護人1人		
(6) 身体障害者手帳等の交付基準に該当するような者を収容している施設が行事で入園する場合	手帳交付者及び手帳等の交付は受けていないが、施設長が手帳等の交付者と同程度と判断する者 介護が必要な場合は、対象者と同数までの介護人		
(7) 旅行業者が観光客を引率してきた場合	添乗員	入園料	全額
(8) 報道・出版関係者がとくしま動物園のPRのために入園する場合	マスコミ関係者	入園料 駐車料	全額 全額
(9) 指定のクーポン券の提出があった場合	提出した入園者	入園料	100円
(10) その他市長が特別の事由があると認める場合	市長が相当と認める関係者	市長が相当と認める使用料	市長が相当と認める額

注 (1) 遠足においては、保護者は引率者とは認めない。

(2) 入園料は中学生以下無料、個人600円、30人以上の団体480円。駐車料は普通車・マイクロバス310円、バス等の大型車1,310円。

(3) 減免理由(1)～(4)及び(6)については、減免申請書の提出が1週間前までに無い場合は減免を認めない。

(4) 減免理由(1)～(4)及び(6)については、遠足等の車については5台までは無料とする。

(5) 減免理由(1)のうちの特別支援学校及び(6)については、遠足等の下見についても入園料、駐車料ともに無料とする。

(6) 減免理由(2)のこども会活動については、引率教員全員及び関係者1名の入園料と駐車料のみ無料とする。

(7) 減免理由(4)のうちの学童保育については、該当小学校長名で減免申請書(学校名・校長名・学童担当者名等記入)の提出があった場合は、引率指導員全員の入園料と駐車料を無料とする。

(8) 減免理由(5)については、身体障害者手帳等のみ可で、障害福祉サービス受給者証は不可。また、難病指定の受給者証も不可。

(9) 減免理由(6)については、放課後デイサービスは県の許可書コピー(FAX可)＋申請書に手帳相当生徒である旨の記載

(10) 減免理由(7)については、30人以上引率で添乗員1名可(運転手は不可)